平成２９年（フ）第１４８号
愛媛県松山市平井町甲1104番地１　安心ハウス仙波
債務者　矢尻　　繁
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６４号
愛媛県四国中央市川之江町322番地
債務者　尾本　雅代
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
　　松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第４１号
福岡県田川市大字伊田1879番地２、前住所福岡県田川市大字奈良1534番地５　大浦団地県住６棟603号
債務者　長谷川　勉
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
　　福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第５３号
佐賀県唐津市北波多岸山281番地７　芳谷市営住宅108号
債務者　長谷川清美
1　決定年月日時　平成29年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
　　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１０４号
宮崎市大塚町乱橋4512番地　県営住宅２棟603号
債務者　中瀬のぞみ
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７号
鹿児島県指宿市西方4523番地７
債務者　田中美紀子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
　　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第３６号
兵庫県たつの市龍野町堂本92番地１　エクセルコート108号室
債務者　南雲　昭良
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第２２号
高知県宿毛市押ノ川1473番地
債務者　吉村志津子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第１１４号
千葉県松戸市根本69番地の１
債務者　大木　眞司
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２５８号
千葉県流山市大字西平井１番地の14　グリーンコーポ平和台209
債務者　太田秀太郎
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３１８号
千葉県松戸市中和倉３番地の１　レオパレスフローラＭＫ112号
債務者　小野由香子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３３３号
千葉県松戸市常盤平３丁目28番地の３　森田マンション１棟405号
債務者　菅野　直人
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３４０号
千葉県野田市山崎2704番地の104
債務者　中村　早紀
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３４４号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目９番78－１号
債務者　須釜　啓子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３４８号
千葉県柏市酒井根５丁目18番14号　ジュネスコーポＢ－102号
債務者　三森　　透
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３４９号
千葉県我孫子市布佐3086番地の２
債務者　石井　秀夫
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３５０号
千葉県松戸市三矢小台１丁目７番地の８　ウッディパレス三矢小台103号
債務者　白井三千人
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部